

## 金芽米の特許紛争に関するご報告

金芽米の特許は「コメそのものの特許が幹になっていて、製法や装置の特許も含まれている」であって、製造機器や製法に関係なく、金芽米のような「垂糊粉層を米粒の表面に露出させているなどのコメ」が特許になっていて、これも業界ではヒット商品となった故に、この特許権に対する攻防も激しいものがあります。

それは、弊社が、先代の川西修社長の頃の幸南食糧殿に、製造ノウハウまで提供して承認していた「サイカ式精米（金芽米と同じ）」の製造販売を、契約が切れた後も続けていることから、金芽米の特許侵害をしているとして、弊社より製造販売の中止要請をしたところ、幸南食糧殿はそれに応じず、その代わりに特許庁に対して無効審判を申し立てたのが始まりです。それによって、金芽米の特許が無効になれば、幸南食糧殿は特許侵害による製造販売の停止や更には損害賠償をしなくてもよくなるからです。

以下に、その金芽米の特許に関する攻防の経緯の要旨を記載いたします。（ちなみに各位には平成31年4月19日までの経緯は報告済みです）。

| 日付          | 紛争の経緯   |
|-------------|---|
| 平成27年9月4日   | 幸南食糧殿は、東洋ライス社から、『幸南食糧殿が製造販売している製品に金芽米の特許侵害に当たる恐れのある行為について話し合いたい』との要請に対し、幸南食糧殿はそれに応じず、逆に東洋ライス社が保有する金芽米の特許（第4708059号）について、特許庁に対し、『この特許を無効にして欲しい』との <b>無効審判を請求</b> しました（無効になれば特許侵害問題は消失するから）。  |
| 平成29年3月24日  | 以来、特許庁の審判（東京地方裁判所の一審裁判に当たる）に於いて、両者間で攻防が繰り広げられた結果、金芽米特許の枝葉末節の箇所は無効審決が出ましたが、根本的な金芽米そのものの特許権は維持され、特許庁審判部より『無効審判請求は成り立たない』との審決が下り、 <b>東洋ライス社が勝訴</b> しました。   |
| 平成29年4月21日  | それに対し <b>幸南食糧殿</b> は、それを不服として、無効審決を取り消す訴訟を <b>東京高裁に上訴</b> 。また <b>東洋ライス社</b> も無効の審決が出た箇所について、その審決の取り消しを <b>東京高裁に上訴</b> しました。   |
| 平成29年12月21日 | その結果、東京高裁は、 <b>幸南食糧殿の上訴は却下</b> 。一方、東洋ライス社の上訴については、『無効審決を取り消す』との判決が下り、 <b>東洋ライス社が勝訴</b> しました。  |
| 平成29年12月27日 | それに対し <b>幸南食糧殿</b> は、それを不服として <b>最高裁に上告</b> しました。   |
| 平成30年11月20日 | その結果、 <b>最高裁より</b> 、『上告を棄却する』との決定により、 <b>東洋ライス社が勝訴</b> し、この <b>事件は確定</b> しました。  |
| 平成31年4月3日   | そこで東洋ライス社より、幸南食糧殿に対し、『裁判の決着も付いたことだし、特許侵害の件で話し合いによって円満に解決を目指しましょうよ』との主旨の書面を送付しましたが、平和裡な話し合いが実現出来ませんでした。  |
| 平成31年4月18日  | そして <b>幸南食糧殿</b> は、通常ではあり得ないような、特許庁に対して、 <b>2度目の『金芽米の特許を無効にして欲しい』との無効審判請求を申し立てた</b> のです。<br>（註、特許権には無効となる理由があれば、特許を無効に出来るし、その理由が新たに見つかれば（例えば、海外で同じものが金芽米の出願以前から存在していた等）、それを証明すれば特許庁は、無効審決を下しますが、通常、2度も無効審判を申請することは、私共では聞いたことがありません） |
| 令和2年1月24日   | それに対し、 <b>特許庁</b> は『無効にすることは出来ない』との審決を下し、 <b>東洋ライス社が勝訴</b> しました。  |
| 令和2年3月4日    | すると <b>幸南食糧殿</b> は、 <b>東京高裁</b> に対し、上記審決を取り消しを求める <b>上訴</b> をしました。  |
| 令和3年2月18日   | それに対し <b>東京高裁</b> は、『上記審決を取り消す事由がない』との判決が下り、 <b>東洋ライス社が勝訴</b> しました。   |
| 令和3年2月24日   | そのような、再度に亘る司法の判断が下されたことに基づき、東洋ライス社より、再度幸南食糧殿に対し、『貴社におかれては、定めし不本意だろうが、司法の判断を厳正に受け止めて頂いた上で、特許侵害の問題について、両社が話し合いによって円満に解決したい』旨の書面を送付しました（別紙4参照）。  |
| 令和3年3月1日    | それに対して幸南食糧殿より全く返答がなかったところ、 <b>幸南食糧殿</b> はまたしても東京高裁の判決が不服として、 <b>最高裁</b> にその取り消しを求めて <b>上告</b> したのです。これが現況です。（いずれ早晚結果が明らかになるでしょう）  |